

企業の本社機能移転等に係る「地域再生計画」の認定について

企業の本社機能の地方移転等に係る地域再生法(一部改正H27.6.26公布, 8.10施行)に基づき, 本県の「地域再生計画」が10月2日に国の認定を受けました。

この計画に基づき, 県の認定を受けて事業者が本社機能の移転・拡充を行う場合は, 税制等の支援措置を受けることができます。

1. 地域再生計画の概要

- (1) 計画の名称: 「とくしま回帰」新たなしごとづくり計画
- (2) 作成主体: 徳島県
- (3) 計画内容: 東京23区からの本社機能の移転(移転型)及び, 東京23区以外からの本社機能の移転や県内企業の本社の拡充(拡充型)を促進するため, 国の支援措置と合わせ、「ワンストップ相談窓口」や「製造業の本社機能移転に係る助成」等の支援を行う。
- (4) 計画の区域: 企業の本社機能の移転・拡充を図る区域を県内すべての市町村ごとに設定
- (5) 計画期間: 認定の日(平成27年10月2日)から平成32年3月31日まで

2. 国支援措置の概要

- (1) 整備のための借入れ等に係る「債務保証」※中小企業基盤整備機構が実施
- (2) 取得した建物等に係る「特別償却」又は「税額控除」
移転型: 「特別償却(25%)」又は「税額控除(7%)」
拡充型: 「特別償却(15%)」又は「税額控除(4%)」
- (3) 増加雇用者1人当たりの「税額控除」
移転型: 初年度最大80万円/人(法人全体の雇用者増加率が10%以上の場合)
拡充型: 最大50万円/人(同 上)
- (4) 地方が不動産取得税、固定資産税等を減額した場合(不均一課税)の「地方交付税による補填」
※「地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例案」を9月定例会閉会日に提案予定(所管部局: 経営戦略部)